番		두
年	月	E

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)		伊勢市
		(242039)
地域名		植山町
(地域内農業集落名)		()
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 年 月 日
励哉の心木で収り	トとはハニギガロ	(第 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の耕地面積のうちほとんどを中心経営体が耕作しており、年々集積率は増加している。 中心経営体が対象地区内で農地の引き受けを希望しているため、個人農家が耕作できなくなった農地を中心経 営体へ貸付け、遊休化しないように努めていく必要がある。

区域内にジャンボタニシの生息する圃場や給水栓にシジミが発生する圃場があるため、情報を共有していく必要がある。

また地域内の担い手からは、畦畔の草刈作業の負担が大きいことなどが課題となっている。

【集積希望のある中心経営体と営農体系】

認定農業者A 主穀中心経営認定農業者B 水稲中心経営

検討地については、引き続き地元で検討していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・JAを窓口として、農地中間管理機構を介した賃貸借契約により担い手への集積・集約化を進めていく。
- ・植山町の農地利用は、中心経営体が担う。
- ・農地の集約化を進め作業効率を高めることにより、中心経営体への集積面積拡大を図る。
- ・予定していた農地を急遽引き受けられなくなったなどの場合には、中心経営体が互いに、今後の引受けの意向 面積を超えて、農地を追加的に引き受ける等により対応する。
- ・地権者の同意を得て、畦畔撤去し区画の大規模化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		18 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

· -	ロサナク毎日が存去付け	典光チョクの典地の転送の工程に甘ざも記せしてなさい	

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	JAを窓口として、農地中間管理機構を介した賃貸借契約等により担い手への集積・集約化を進めていく。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	JAを窓口として、農地中間管理機構を介した賃貸借契約等により担い手への集積・集約化を進めていく。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	集約化により畦畔除去、パイプラインの老朽化による更新及び農業排水路の法面の整備等の要望がある。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	地域内においては、ほとんどの農地が中心経営体に集積されており、中心経営体も拡大意向があることから、現
	在の中心経営体が耕作しやすいようにしていく。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 ☑ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	⑨耕畜連携についても、引き続き畜産農家から引き合いのあるWCS用稲やWCS用とうもろこしの栽培を継続して
	しべ。